

送付嘱託及び調査嘱託の申立て¹について（留意事項）

京都家庭裁判所

1 申立時の「別紙」作成について

送付嘱託の「文書の表示」及び調査嘱託の「調査事項」は申立書本文とは別に、記載例のように、必ず「別紙」を用いて「文書の表示」及び「調査事項」を特定してください。嘱託を行う際には、別紙をそのまま嘱託先に送付します。

2 嘱託申立書の別紙（「文書の表示」、「調査事項」）の記載について

金融機関等への嘱託を申し立てる際には、当該金融機関等が嘱託の対象となる者（口座名義人等）を特定できるよう必要な情報をもれなく記載してください。

具体的には、以下の点に留意してください。

- (1) 別紙をそのまま使用するため、嘱託の対象者について「本件原告」や「本件被告」といった記載を用いず、氏名、よみがな、生年月日、住所を記載する。
- (2) その際、住所や氏名は、金融機関等が把握している情報と嘱託申立て時点の情報が異なる場合があるので、記載例のように可能な限り旧姓、以前の住所等も記載する。ただし、秘匿対象の住所等は記載しない。

3 嘱託用の郵券について

採用決定後、嘱託用の郵券として次の(1)及び(2)を予納してください。

- (1) 裁判所が嘱託先へ嘱託書等を送付するための郵券 4 1 4 円(内訳なし)
- (2) 嘱託先が裁判所へ回答書等を送付するための郵券 4 6 0 円(内訳下記)
内訳 100 円×3 枚、84 円×1 枚、20 円×2 枚、10 円×3 枚、2 円×3 枚
* 嘱託先が一か所増えるごとに、(1)及び(2)を1セット追加する。

¹ 調査嘱託についての職権発動を促す申立て（家事事件手続法 62 条）を含む。